

福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得における取り組みについて

- ・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進めるため、2019年度の介護報酬改定において創設されました。
- ・算定要件は、処遇改善加算(I)~(III)のいずれかを取得していること、処遇改善加算の職場環境等要件に関し複数の取組を行っていること、処遇改善加算に基づく取組についてホームページ掲載等を通じた見える化を行っていることです。
- ・当社では福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)、福祉・介護職員処遇改善加算(I)、福祉・介護職員等ベースアップ加算、および福祉専門職員配置加算を取得しています。また、下記取組を実施しております。

職場環境等の要件		具体的な取り組み内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	<ul style="list-style-type: none">・法人の経営理念や人材育成については、入職後の研修資料を作成しています。・定期的に支援者会議や全事業所含めたオンラインミーティングを行い、会社としての運営方針や指導方針、指導技術、日々の業務の中での不明点や疑問点を相談できる体制を整えております。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得（保育士試験、強度行動障害者支援者研修等）のための勤務シフトの組み換え等便宜を図り、研修費用を支給します。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	職員の健康診断費用の負担、インフルエンザ予防接種費用の補助等行っております。
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none">・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・職員で分担して毎日事業所内の5S活動を行っています。・事務作業負担軽減のため、職員間で話し合い業務手順を明確化しています。・職員の情報共有を円滑にするため、各記録報告様式については過不足のないよう項目を定めています。
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	定期的に支援者会議や全事業所含めたオンラインミーティングを行い、職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善について話し合う体制を整っております。また、実際に保護者の方からこれまでのお子さまの成長記録等のコメントをいただき、年に4回季刊誌として発行させて頂いております。